



篠農委第103号

平成27年8月14日

篠山市監査委員 畑 利清 様

篠山市監査委員 恒田正美 様

篠山市長 酒 井 隆 明



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

記

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 農業委員会事務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告書（農業委員会） |
| 3 監査結果提出日 | 平成27年3月20日（篠監公表第5号） |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

農業委員会 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告
(篠監公表第5号 平成27年3月20日)

1 会議の出席率向上について

定期監査結果報告書8ページ

監査意見	<p>4月から8月及び2月に開催された定例会議（毎月開催）6回への農業委員の出席状況は、入院や体調不良等のため28人全員の出席がなされている会議が一度もなかった。農業委員会は地域農業の代表である農業委員の合議による行政機関であり、そのため出席率向上にむけ会議日時の設定等も含め検討されたい。</p>
講じた措置	<p>農業委員は3年任期であることから、平成27年4月から平成30年3月までを任期とする新しい農業委員が平成27年4月よりその職に就かれております。その就任のさいに地域農業者の代表であることから、定例会議等の出席に関しましては、必ず出席いただきたいことを伝えております。よって入院等のやむをえない場合を除いて出席いただけるものと考えております。</p> <p>実際、平成27年4月以降に研修会や定例会議等を7回開催いたしましたが、全員出席が4回で、出席率も98%と大きく改善しております。</p> <p>今後におきましても、出席率の動向には細心の注意を払いまして状況を適切に判断し、効果的な取組みが必要な場合は実施するよう努めます。</p>